

介護保険法及び生活保護法に基づく事業者の指定の全部の効力の停止処分
並びに生活保護費の不正受給について

横浜市は、介護保険法に基づく監査及び生活保護法に基づく検査を実施した結果、介護保険給付及び生活保護費に係る不正な行為が認められたため、次のとおり介護保険法及び生活保護法の規定に基づき、事業者の指定の全部の効力を停止することを決定しました。

併せて、生活保護費の不正受給が発覚したため、不正に受給した生活保護費を返還させることを決定しました。

1 事業所の名称等

- (1) 事業所の名称 株式会社フロンティア 横浜営業所
(2) 事業所の所在地 横浜市南区白妙町5-69アタックビル
(3) サービスの種類 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
(4) 指定年月日 令和4年1月1日
(5) 開設者 株式会社フロンティア 代表取締役 重森 裕之

2 事業の概要

当該事業所の職員が、腰掛便座や入浴用椅子などの特定（介護予防）福祉用具について、納品の実態がないにもかかわらず、納品したものとして、介護保険及び生活保護における居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の申請書類等を偽造し、支給申請等を行いました。これによって、事業者は不正に居宅介護（介護予防）福祉用具購入費等を受領しました。

3 介護保険法に基づく事業者の指定の全部の効力の停止処分について

ア 処分内容

- (ア) 処分内容 指定の全部の効力の停止
(イ) 処分年月日 令和7年6月19日
(ウ) 処分期間 令和7年7月1日から令和7年9月30日まで

イ 処分の理由

居宅サービス等に関する不正又は著しく不当な行為

（介護保険法第77条第1項第11号及び第115条の9第1項第11号）

利用者への特定福祉用具の納品の実態がないにもかかわらず、納品したものとして介護保険給付支給申請を行い、不正に居宅介護（介護予防）福祉用具購入費を受領した。（令和4年7月から令和6年12月まで30件）

ウ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の返還

不正に受領した居宅介護（介護予防）福祉用具購入費1,465,650円について、返還を求めます。
また、時効を迎えた416,732円については、自主返納を求めます。

エ 利用者について

本処分により、当該事業所において特定（介護予防）福祉用具販売を利用した方への影響は生じません。

【参考】「介護保険法」（平成9年法律第123号）（抜粋）

（指定の取消し等）

第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～十（略）

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十二～十三（略）

（以下、略）

(指定の取消し等)

第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防サービス事業者に係る第五十三条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～十 (略)

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十二～十三 (略)

(以下、略)

4 生活保護法に基づく事業者の指定の全部の効力の停止処分等について

(1) 生活保護法に基づく指定介護機関としての指定の全部の効力の停止処分について

ア 処分内容

(ア) 処分内容 指定の全部の効力の停止

(イ) 処分年月日 令和7年6月19日

(ウ) 処分期間 令和7年7月1日から令和7年9月30日まで

イ 処分の理由

不正又は著しく不当な行為

(生活保護法第51条第2項第9号、第54条の2第1項第5号)

利用者への特定福祉用具の納品の実態がないにもかかわらず、納品したものとして委任状及び受領証等の提出を行い、不正に介護扶助費（居宅介護（介護予防）福祉用具購入費）を受領した。（令和4年8月から令和6年12月まで21件）

ウ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の返還

不正に受領した介護扶助費（居宅介護（介護予防）福祉用具購入費）について、生活保護法第78条第2項に基づき、返還させるべき額に100分の40を乗じた額を加算した額241,714円（介護扶助費：172,653円、加算金：69,061円）の返還を求めます。

エ 利用者について

本処分により、当該事業所において特定（介護予防）福祉用具販売を利用した方への影響は生じません。

(2) 生活保護費の不正受給について

(1)の処分のほか、生活保護費について次の不正がありました。

ア 不正の内容

不実の申請その他不正な手段による生活保護費の受領

(生活保護法第78条第1項)

当該事業所の職員が、生活保護利用者が利用する紙おむつ等について、生活保護受給者へ納品した実態がないにもかかわらず、納品したものとして、生活支援課に提出する書類を偽造し、書類の提出を行いました。これによって、事業者は不正に生活保護費を受領しました。（令和元年8月から令和6年10月まで54人分）

イ 生活保護費の返還

生活保護法第78条第1項に基づき、返還させるべき額に100分の40を乗じた額を加算した額9,862,468円（生活保護費：7,044,620円、加算金：2,817,848円）について、返還を求め、すでに返還されています。また、時効を迎えた463,400円については、事業者から自主返納されています。

【参考】「生活保護法」（昭和二十五年法律第百四十四号）（抜粋）
(指定の辞退及び取消し)

第五十一条

第1項 (略)

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～八 (略)

九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 (略)

(介護機関の指定等)

第五十四条の二

第1項 (略)

一～四 (略)

五 ～ (略) ～第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く。）について準用する。～ (略) ～

六 (略)

(費用等の徴収)

第七十八条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、第五十四条の二第一項の規定により指定を受けた介護機関（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）又は第五十五条第一項の規定により指定を受けた助産師若しくはあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師（以下この項において「指定医療機関等」という。）があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関等から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

(以下、略)

お問合せ先

・介護保険法に基づく処分に関するこ

健康福祉局介護事業指導課長 平尾 光伸 Tel 045-671-4251

・生活保護法に基づく処分及び生活保護費の不正受給に関するこ

健康福祉局生活支援課指導・適正化対策担当課長 佐藤 紀幸 Tel 045- 671-2367